

26.2

文化功労者年金法草案要綱

(この法律の目的)

第一 この法律は、学術・芸術その他文化の発展に關し、特に功績顕著な者(以下「文化功労者」という。)に年金を支給し、これを奨励することを目的とする。

(文化功労者選考審査会)

第二 文化功労者の候補者の選考に關する事項を審査させるため、文部省に文化功労者選考審査会を置くこと。

(委員)

第三 / 文化功労者選考審査会は、十人の委員をもち、組織するものとする。

委員は、学術・芸術その他文化に關し高い識見を有する者のうちから、文部大臣が任命するものとする。

(委員の任期)

第四 / 委員の任期は二年とする。但し、委員が同一の場合及び任期委員の任期は、前任者の残任期間とすること。

第五 委員は、再任されることのできるものとする。

(組織及び運営の細目)

第六 前三條に定れるものほか、文化功労者選考審査会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定めるものとする。

(文化功労者の決定)

第七 文化功労者は、文化功労者選考審査会が選考した者のうちから、文部大臣が決定するものとする。

(年金)

第八 / 文化功労者には、終身年金として年額五十万円を支給するものとする。

第九 前項の規定による年金の支給方法に關しては、政令で定めるものとする。

附 則

第一 この法律は、公布の日から施行するものとする。

第二 文部省設置法(昭和二十四年五月三十一日法律第四十六号)の一部を、次のよう

11-2
経96

天野 561

に改正すること。

中七條中二項中一を五項中一の二とし、同号の前に改の一号を加える。

一 文化功労者年金法（昭和二十六年法律中 号）に基き文化功労者ノ選考その

他文部省に属せしめられた事務を処理すること。

中二十四條中一

権	題	目	的
---	---	---	---

権	題	目	的
文化功労者選考審査会	文化功労者年金法（昭和二十六年法律中 号）に基き、 文部大臣の諮問に依り文化功労者ノ候補者を選考すること		

改める。

3 最初の任命はかき委員の任期は、中七條中一項にかきられ、半減は一年とする

こと。

4 前項の規定は、中七條中一項にかきられ、半減は一年とする。

理由

案前、中七條中一項にかきられ、功労者年金法（昭和二十六年法律中 号）に基き、文化功労者としてこれに対し
 中七條中一項にかきられ、文部大臣の諮問に依り文化功労者ノ候補者を選考すること。これが、この法律案を提出する理由で
 中七條中一項にかきられ、文部大臣の諮問に依り文化功労者ノ候補者を選考すること。

